

滋賀県環境こだわり農業推進条例の改正 および基本計画の改定(原案)について

○目次

1 改正・改定の趣旨	… 2P
2 条例の改正について	… 2P～ 4P
3 基本計画の改定について	
(1) 計画の位置づけ	… 5P
(2) 計画の期間	… 5P
(3) 基本計画原案概要	… 6P～18P
4 環境こだわり農業審議会での主な意見 (参考)	… 19P
5 改正・改定のスケジュール (予定)	… 20P



1 改正・改定の趣旨

オーガニック農業の進展および地球温暖化の防止や生物多様性の保全への対応等、近年の情勢の変化を踏まえ、滋賀県環境こだわり農業推進条例の一部を改正するとともに、環境こだわり農業のさらなる推進に関する具体的な施策の方向を示す基本計画の改定を行う。

2 条例の改正について

オーガニック農業を環境こだわり農業に位置づけるとともに、琵琶湖はもとより地球環境の保全に資する取組であることを明確にするため、その要件として「地球温暖化の防止と生物多様性の保全」を例示的に明示する。また、農業者および流通事業者の負担軽減のため、こだわり農産物に係る事務手続きの簡素化を図るための必要な改正を行う。

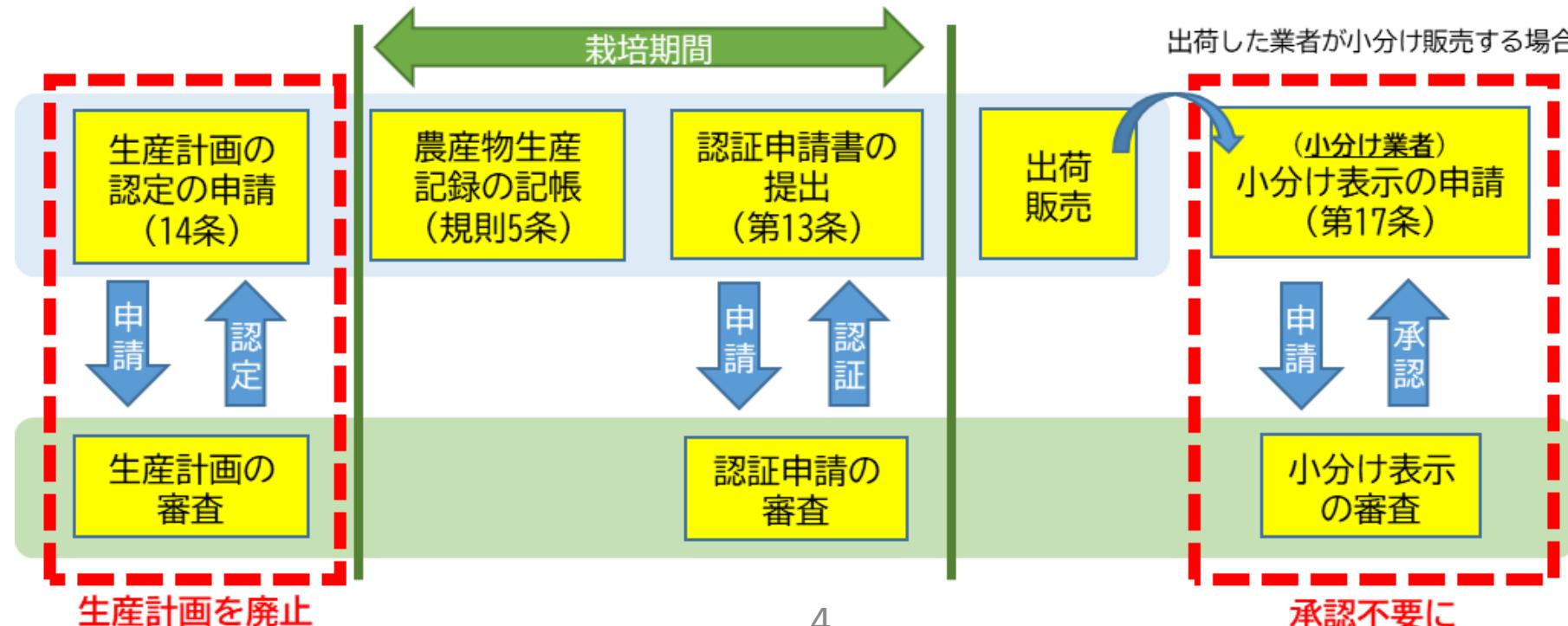
○改正の内容

1 課題に対応した定義の変更(第2条)

- ・オーガニック農業を環境こだわり農業に位置づける
- ・琵琶湖の保全に加え地球環境の保全にも資する取組であることを明確にするため、環境こだわり農業の要件に「地球温暖化の防止と生物多様性の保全」を例示的に明示する。

2 手続きの簡素化による事業者の負担軽減

- ・環境こだわり農産物認証方法の変更(第13、14、15条)
認定された生産計画に基づき生産されたものを認証する方法から、生産記録が基準に合致することを認証する方法に変更
- ・流通事業者の小分けに係る承認手続きを廃止(第19条)



3 基本計画の改定について

(1) 計画の位置づけ

「滋賀県環境こだわり農業推進条例」（第7条）および「有機農業の推進に関する法律」（第7条）に加えて、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（第16条第1項）に基づく県計画の一部として位置づける。

(2) 計画の期間

令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）まで（4年間）

※上位計画等の中間目標年度に合わせ、2030年度の姿を描きながら2026年度の目標値を設定

(3) 基本計画原案概要 ※本体は別紙のとおり

第1 計画策定の趣旨等

- ・「琵琶湖と共生する農林水産業（琵琶湖システム）」が2022年7月に世界農業遺産に認定された。
- ・「みどりの食料システム戦略」の策定や「滋賀県CO2ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」の制定など、生物多様性の保全と地球温暖化の防止などに対応する持続可能な農業を進める必要性はさらに高まっている。
- ・環境こだわり農業の象徴として取組を開始したオーガニック農業は、米や茶の取組面積が大きく拡大し、量販店においてオーガニック米の販売が開始されるなど取組が進みつつある。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大やロシアのウクライナ侵攻など世界情勢の劇的な変化が、農業を取り巻く環境に多大な影響を及ぼしている。
- ・こうした社会情勢の変化を踏まえ新たに計画を策定する。

第2 環境こだわり農業の現状と課題

1 現状（これまでの成果）

- ・水稻においては県全体の概ね半分で環境こだわり農業が実践されている。
⇒ 45%(H29) → 44%(R3) (目標値※ 50%以上)
- ・全量環境こだわり農産物である「みずかがみ」は3,254haまで拡大した。
⇒みずかがみ 2,575ha(H29) → 3,254ha(R3) (目標値 ※ 3,000ha以上)
コシヒカリ 5,148ha(H29) → 4,502ha(R3) (目標値 ※ 6,000ha以上)
- ・「コシヒカリ」については、環境こだわり農産物として仕分けして出荷される割合が高まりつつある。
⇒ 37.8%(H29) → 57.3%(R2) (目標値 なし)

※目標年度は令和4年度

つづき

- ・ 環境こだわり野菜については、にんじん、かぼちゃ、こまつなを重点推進品目に定め
推進を図っている。
⇒ 0品目(H29) → 3品目(R3) (目標値※ 3品目以上)
- ・ オーガニック米の取組面積は269haまで拡大した。
⇒ 146ha(H29) → 269ha(R3) (目標値※ 300ha)
- ・ オーガニック茶の取組面積は12ha拡大した。
⇒ 7ha(H29) → 12ha(R3) (目標値※ 12ha)

2 問題点と課題

- ・慣行栽培に比べ収量や品質が不安定な場合がある
- ・環境こだわり農業の推進には生産性のさらなる向上が必要
- ・売り場で環境こだわり農産物（マーク）が消費者の目につきにくい
- ・県内の化学合成農薬の流通量は、2009年（平成21年）以降は下げ止まる
- ・農業用プラスチックの環境への流出が問題

つづき

- ・ オーガニック近江米のさらなる供給力向上が必要
- ・ 海外需要を取り込むためオーガニック茶栽培への転換が必要
- ・ オーガニック栽培において、水稻、茶以外の品目についての技術的知見が不足
- ・ オーガニック農産物へのニーズが高い地域での販路開拓が必要

第3 基本方針

本計画では、国のみどりの食料システム戦略とも歩調を合わせ、琵琶湖の保全はもとより地球温暖化の防止や生物多様性の保全など地球環境問題に対応するとともに、生産力の向上を図り、環境こだわり農業のさらなる拡大を図ります。併せて、オーガニック農業を環境こだわり農業の柱の一つに位置づけ本格的な拡大を図ることで、より安全・安心な農産物を安定的に消費者に供給し、環境こだわり農業全体のブランド力を高めます。

ポイント1 地球環境問題に対応する環境こだわり農業の推進

ポイント2 オーガニック農業の本格的な推進

第4 施策の方向と成果目標

重点施策 1

地球環境問題に対応する生産性の高い 環境こだわり農業の推進

(1) 生産性の向上と持続性の両立

①生産性の向上

- ・作業負担や環境負荷の軽減等を図るためスマート農業技術等を推進
- ・オーガニック栽培や化学合成農薬・化学肥料を大幅に削減した栽培方法で作付けされ、かつ高温条件下での収量、品質が安定する中生品種の水稻新品種の作付けを推進
- ・農地の地力低下の改善を図るため、緑肥の作付けやたい肥の施用や県が作成した「水田土づくりマニュアル」や「地力マップ」を活用した土づくりを推進

つづき

②持続性の向上

- ・ 地球温暖化の防止を図るため長期中干し、秋耕等を推進
- ・ 被膜殻にプラスチックを使用しない緩効性肥料の取組を推進
- ・ 肥料高騰への対応や化学肥料の削減を図るため、有機質資源の活用を推進
- ・ 発生予察等を活用し、病害虫の発生状況に応じた防除の推進
- ・ ネオニコチノイド系農薬をはじめとした化学合成農薬の使用量をさらに削減するため、耕種的防除等を最大限に活用した水稻栽培を推進

つづき

目標値	現状	2026年度目標値	2030年度 (参考)
水稻新品種作付面積 (割合※)	—	1,000ha(3.3%)	<u>2,000ha(6.6%)</u>
化学肥料出荷量の削減率	—	<u>10%削減</u>	<u>22%削減</u>
化学合成農薬流通量の削減率	—	<u>5%削減</u>	<u>11%削減</u>
<u>家畜ふん堆肥の耕種農家の年間施用面積 (割合※)</u>	<u>8,000ha(26.6%)</u>	<u>8,600ha(28.6%)</u>	<u>11,000ha(36.5%)</u>
<u>カバークロップ取組面積 (割合※)</u>	<u>180ha(0.6%)</u>	<u>800ha(2.7%)</u>	<u>1,000ha(3.3%)</u>
長期中干実施面積 (割合※)	11,014ha(21.5%)	12,000ha(23.4%)	18,000ha(35.2%)
秋耕実施面積 (割合※)	18,100ha(35.4%)	19,100ha(37.3%)	20,100ha(39.3%)

※ 水稻作付面積に占める割合

重点施策 2

環境こだわり農業の柱としてオーガニック農業を位置づけ本格的に拡大

(1) オーガニック農業の拡大

① 基本的な考え方

- ・経営試算に基づく経営判断によるオーガニック農業の推進
- ・有機JAS認証の取得を推進
- ・「有機農業産地（オーガニックビレッジ）宣言」の取組への働きかけと支援

② 水稲の推進

- ・低コスト安定生産技術の普及
- ・経営規模が20～30haの経営体において、経営発展に繋がるオーガニック栽培を推進
- ・新品種「○○○」を、オーガニック栽培の有力品種の一つとして推進（再掲）

③ 茶の推進

- ・海外市場の開拓を推進
- ・健康志向のニーズに対応したオーガニック茶の特性を生かした取組を推進
- ・産地の特色を生かしたオーガニック茶の生産拡大と販路開拓を推進

(2) オーガニック農業を支える栽培技術の開発と普及

- 野菜や麦、大豆について、既に現地で実践されているオーガニック農業技術の収集、検討
- 行政機関・普及・試験研究の各機関が連携し栽培技術を検討
- オーガニック農業指導員（普及指導員等）を育成し現地指導体制を強化
- オーガニック栽培を志向する新規就農希望者の研修を支援

目標値（案）	現状	2026年度目標値	2030年度（参考）
オーガニック農作物作付面積（割合※1）	355ha(0.7%)	500ha(1.0%)	1,000ha(2.0%)
うちオーガニック米栽培面積（割合※2）	269ha(0.9%)	400ha(1.3%)	850ha(2.8%)
うちオーガニック茶栽培面積（割合※3）	12ha(4.0%)	15ha(5.0%)	20ha(6.7%)
オーガニック野菜に取り組む生産者数	<u>17</u>	<u>25</u>	<u>40</u>

※1耕地面積に占める割合 ※2水稻作付面積に占める割合 ※3販売用茶園面積に占める割合

重点施策 3

環境こだわり農業の強みを生かした流通・販売の強化

（1）流通・販売面で取組強化

- ・「新品種」、「みずかがみ」、「コシヒカリ」、および「オーガニック近江米」を各用途に合わせて作付けを推進
- ・野菜重点推進 3 品目を中心に、直売所等で有利販売に繋がるキャンペーンなどを実施
- ・専用コーナーの設置など環境こだわり農産物が優先的に購入される地産地消を推進
- ・環境こだわり農産物を使用する加工品について、使用内容が消費者にわかるPRを実施
- ・オーガニック近江米の県域集荷事業者への集荷促進と購入層に合わせた販売を強化
- ・オーガニック茶の新たな需要の創出とブランド力を強化
- ・オーガニックの特性を生かし、健康志向の消費者ニーズに対応した商品開発を支援
- ・首都圏や京阪神などオーガニック需要が高い地域での市場開拓と輸出の可能性を検討

(2) 消費者の理解促進

- ・商品を通じて環境こだわり農業の取組が消費者に理解してもらえる取組を強化
- ・世界農業遺産登録を機に環境こだわり農業の取組を全国へ発信強化
- ・魚のゆりかご水田米のストーリー性をPRし、消費者への共感と信頼を醸成
- ・「有機農業産地（オーガニックビレッジ）宣言」の取組への働きかけと支援
- ・国スポ、障スポなどの大規模イベントや食育を通じ環境こだわり農業の理解促進
- ・学校給食へのオーガニック農産物の供給について検討

目標値（案）	現状	R8年度目標値	R12年度 ※参考
水稻新品種作付面積（割合※）再掲	—	1,000ha(3.3%)	<u>2,000ha(6.6%)</u>
オーガニックビレッジ宣言地域数	1	5	7
<u>環境こだわり農産物等の専用コーナーを新たに設置する店舗数（県内）</u>	—	<u>20</u>	<u>40</u>

4 環境こだわり農業審議会での主な意見（参考）

- ◆「みずかがみ」がある中、新品種導入の意味を記載すべき。
- ◆「オーガニックビレッジ」について、支援だけでなく県からの積極的な働きかけが必要と考える。
- ◆こだわり農産物等が消費者の目に留まるよう、専用コーナーの設置などによるPRする取組を進めてほしい。
- ◆オーガニックについて首都圏だけでなく、京阪神も重視してもらいたい。

5 改正・改定のスケジュール（予定）

令和4年	2月	基本計画改定の方向性等の検討	(審議会)
	3月	基本計画改定の方向性等の検討	(常任委員会)
	6月	条例改正・基本計画（骨子案）の検討	(審議会)
	8月	条例改正・基本計画（骨子案）について	(常任委員会)
	9月	条例改正・基本計画（原案）の検討	(審議会)
	<u>11月</u>	<u>条例改正・基本計画（原案）について</u>	(常任委員会)
	12月	基本計画にかかる県民政策コメント実施	
令和5年	2月	条例改正・基本計画（案）について	(常任委員会)
	3月	条例改正および基本計画の策定・公表	